

第6章 職員の服務の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、同法では、営利企業等の従事制限等を職員に課しています。

また、本市では、職務に係る倫理の保持等に関し、職員として守るべき事項を条例や規則において定めているとともに、透明性の高い市政を推進し、もって市政に対する市民の信頼を確立することを目的として、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を定めています。

1 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員倫理規則に基づく取組状況は次のとおりです。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

ア 贈与等報告書の提出

(単位：件)

区 分	提出件数	贈与等の内容					
		金 銭	有価証券	有価証券 以外の 物品	不動産	役務の 提供	供応接待
市長事務部局	9	0	0	0	0	0	9
行政委員会等	18	0	9	9	0	0	0
企 業 局	2	0	1	1	0	0	0
合 計	29	0	10	10	0	0	9

イ 利害関係者と共に飲食する場合の許可

(単位：件)

区 分	申 請	許 可
市 長 事 務 部 局	18	18
行 政 委 員 会 等	0	0
企 業 局	7	7
合 計	25	25

(2) 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

ア 名古屋市職員倫理審査会の開催

開催年月日	主 な 議 題
令和3年11月15日	贈与等報告書の審査について 要望等記録兼報告書の審査について

イ 依命通達の発布

発布年月日	件 名
令和3年4月2日	名古屋市長選挙における職員の服務規律の確保について
令和3年5月12日	市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について
令和3年10月18日	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について
令和3年11月10日	市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について
令和3年12月21日	年末年始における職員の綱紀の保持等について

ウ 体制の整備

(ア) 職員の倫理を監理する職員の配置

区 分	人 数	配 置 さ れ る 職 員
倫 理 監	37人	局区等の長の職にある職員
監理主幹	64人	局区等の人事担当課長等の職にある職員
監理主査	48人	局区等の人事担当係長等の職にある職員

(注) 令和4年4月1日現在の人数です。

(イ) 行政監理委員会の開催

区 分	回 数	主 な 構 成 員
市行政監理委員会	1回	市長、副市長、局区等（区にあつては中村区及び中区）の長、総務局職員部長等
局区等行政監理委員会	163回	倫理監、局長段階の職にある者（倫理監を除く。）、部長段階の職にある者、監理主幹、監理主査等

エ 研修等の実施

(ア) 研修の実施

(単位：人)

区 分	主 な 研 修	参加者数
基本研修等	新規採用者研修、公務員倫理指導者養成研修等	3,264
所属別研修	所属別公務員倫理研修	3,529
講 演 会	コンプライアンス講演会、ハラスメント講演会	277

(イ) 監理主幹会議等の開催

区 分	回 数	主 な 議 題
監理主幹会議	2回	名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例について 内部統制の取組みについて ハラスメント制度の運用状況について 主な事務上の処理誤り等について

オ その他の取組

項 目	内 容	実施時期
職場内研修会の開催	全所属において、不祥事防止ハンドブック等を用いた倫理研修を行い、職員一人ひとりの倫理意識の高揚に努めました。	随時
局区等における不祥事防止の取組	局区等が、それぞれの実状に応じて、不祥事防止の取組に係る実施計画を策定し、具体的に取組みました。	令和3年4月 ～ 令和4年3月

2 職員の公正な職務の執行の確保に関する取組

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則に基づく取組状況は次のとおりです。

(1) 内部公益通報制度に関する状況

件 数	事 項
4 件	職員によるパワーハラスメントについて
	職員の職務専念義務違反について
	職場における個人情報の取扱いについて
	職場における不適切な指導及び情報管理の取扱いについて*

上記のうち、*の事項については、現在引き続き調査中です。

その他の事項については、職務基準に違反し適正な職務の執行を妨げる事実はありませんでした。

(2) 要望等記録制度に関する状況

ア 要望等記録兼報告書の提出

(単位：件)

区 分	個 人	事業者 団体等	一定の公職に ある者等	合 計
市長事務部局	173 (1)	4 (0)	2 (0)	179 (1)
行政委員会等	11 (0)	0 (0)	12 (0)	23 (0)
企 業 局	0 (0)	1 (0)	47 (0)	48 (0)
合 計	184 (1)	5 (0)	61 (0)	250 (1)

(注) () 内は、不当要望等又は行政対象暴力の件数で内数です。

イ 不当要望等及び行政対象暴力の概要等

概 要	対 応 結 果
本市に回答の義務がない事項について説明を要求するために来庁し、来庁時に乱暴な発言、長時間にわたる執務室内での居座り、局長との面会を要望するなど、職務執行を妨げる行為を行ったもの。	行政対象暴力に該当すると判断し、行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、対象者の対応について弁護士と委任契約を締結した。

不当要望等及び行政対象暴力に該当するかどうかの判断及び対応方針について、いずれもコンプライアンス・アドバイザーに確認を行っています。

3 営利企業等の従事許可状況

営利企業等への従事許可状況は次のとおりです。

(単位：件)

区 分	許 可 件 数
市 長 事 務 部 局	896
行 政 委 員 会 等	1,047
企 業 局	174
合 計	2,117